

マイナンバーカードと保険証の一体化（従来の 保険証の廃止）に伴う 特定医療費（指定難病）の提出書類について

別紙

令和6年12月2日より、従来の保険証が新たに発行されなくなり、マイナンバーカードと保険証の一体化が実施されることとなります。それに伴い、特定医療費（指定難病）の各種手続における提出書類が変更となります。

1 概要

当県では、難病の各種手続における医療保険の加入状況確認については、マイナ保険証（マイナンバーカード）からのデータ読み取りの実施に向けて現在検討中です。

当分の間は、保険者から交付される『資格確認書（写し）』、『資格情報のお知らせ（写し）』又は『マイナポータル上の保険資格情報ページを印刷したもの』をご提出いただきますようお願いいたします。

※資格確認書や資格情報のお知らせは、廃棄せず、必ず保管しておいてください。

現在お持ちの保険証については、令和7年12月1日まで使用可能です。ただし、それよりも前に有効期限が到来するなど保険資格を喪失した場合は、新しい保険の資格確認書等が必要になります。

2 提出書類

資格確認書	資格情報のお知らせ	マイナポータル上の保険資格情報ページを印刷したもの																
<p>イメージ</p>  <p>・加入している保険者から交付されるもので、従来の保険証と同様の情報が記載されています。</p>	<p>イメージ</p> <p>資格情報のお知らせ</p> <p>記号 12345678 番号 1234567 枝番 01</p> <p>氏名 佐藤 太郎</p> <p>生年月日 平成元年 10月 1日</p> <p>資格取得年月日 令和 2年 1月 1日</p> <p>保険者番号 12345678</p> <p>保険者名称 全国健康保険協会〇〇支部</p> <p>・加入している保険者から 保険資格を得たことを知らせる通知文で、上記のように切り取って利用することも可能です。</p>	<p>イメージ</p> <p>医療保険の資格情報 別添1</p> <p>この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。</p> <p>保存日時：2024年2月6日 時点</p> <table><tr><td>保険者名</td><td>XXXX健康保険組合</td></tr><tr><td>保険者番号</td><td>00000000</td></tr><tr><td>記号</td><td>1</td></tr><tr><td>番号</td><td>00000</td></tr><tr><td>枝番</td><td>00</td></tr><tr><td>氏名</td><td>XX XX</td></tr></table> <p>70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者</p> <table><tr><td>一部負担金割合</td><td>-</td></tr><tr><td>有効期限</td><td>-</td></tr></table> <p>(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>[確認方法]</p> <ol style="list-style-type: none">マイナポータルにログイン健康保険証を選択端末に保存を選択ダウンロードしたPDFデータを印刷 <p>※詳しくは、「マイナポータル操作マニュアル」で検索</p> 	保険者名	XXXX健康保険組合	保険者番号	00000000	記号	1	番号	00000	枝番	00	氏名	XX XX	一部負担金割合	-	有効期限	-
保険者名	XXXX健康保険組合																	
保険者番号	00000000																	
記号	1																	
番号	00000																	
枝番	00																	
氏名	XX XX																	
一部負担金割合	-																	
有効期限	-																	

※本お知らせは令和6年12月3日時点の取扱となります。

※資格確認書、資格情報のお知らせの交付等に関することは、加入している保険者へお問い合わせください。